



平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外265名

被告 日本原子力発電株式会社外1名

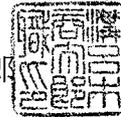
準備書面（6）

水戸地方裁判所民事第2部 御中

平成28年4月7日

被告日本原子力発電株式会社訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎



弁護士 山内 喜明



弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘章



弁護士 井上 響太



略 語 表

平成26年5月20日 付設置変更許可申請	被告日本原電が平成26年5月20日付で原子力規制委員会に対し行った、東海第二発電所に係る発電用原子炉設置変更許可申請
旧耐震指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 (昭和56年7月20日原子力安全委員会決定)
改訂耐震指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 (平成18年9月19日原子力安全委員会決定)
設置許可基準規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)

- 1 被告日本原電は、平成26年8月28日付準備書面(2)において、平成26年5月20日付設置変更許可申請にあたって策定した基準地震動についての検討内容を述べた。これに対し原告らは、平成27年12月17日付準備書面(30)において、上記の検討内容のうち、「震源を特定して策定する地震動は、別の準備書面で述べる」(4頁)として、「震源を特定せず策定する地震動」について、現実の観測記録ではない地震動や地震の規模を仮定して計算した仮想的な地震動も「震源を特定せず策定する地震動」として考慮されなければならないかのように主張する(4~26頁)。
- 2 しかしながら、原告らの上記主張は、「震源を特定せず策定する地震動」の位置付けに対する正しい理解を欠くものであり、理由がない。

すなわち、平成18年9月19日に旧耐震指針が改訂耐震指針に改訂された際、基準地震動は「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、「敷地における解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する」と規定され、「震源を特定せず策定する地震動」という概念が導入された(丙Bイ第1号証4頁)。

改訂耐震指針において、「震源を特定せず策定する地震動」は、「敷地周辺の状況等を十分考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地殻内の地震の全てを事前に評価しうるとは言い切れないことから、敷地近傍における詳細な調査の結果にかかわらず、全ての申請において共通的に考慮すべき地震動」として規定され(丙Bイ第1号証6頁)、その策定にあたっては「震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に敷地の地盤物性を加味した応答スペクトルを設定」することが求められた(丙Bイ第1号証5頁)。「震源を特定せず策定

する地震動」の位置付けは、「耐震指針検討分科会報告書－耐震設計審査指針の改訂に関する調査審議について－」（平成18年5月19日）（丙D第7号証）にあるとおり、「震源を特定せず策定する地震動」の位置付けをどうすべきかの議論がなされた結果として、詳細な調査を前提とした「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に最大限の努力を払うことにより、この「震源を特定せず策定する地震動」の方は、それでも評価しそこなう敷地近傍の地震に対する備えという性格のもと、補完的な位置付けとして規定」されたものである（丙D第7号証14頁）。

そして、新規制基準においても、「震源を特定せず策定する地震動」は、「震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し・・・策定すること」（設置許可基準規則解釈別記2第4条5項3号）と規定されている。原子力規制委員会も、「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当たっては、その規模及び位置は事前に想定できないことから、マグニチュードや震源距離を規定する方法ではなく、国内外の震源近傍の強震観測記録に基づいて地震動レベルを直接設定することとしており、仮想的な地震動を評価することを要求しているものではありません」（丙D第8号証9頁）との考え方を示しており、現実の観測記録ではない地震動や、地震の規模を仮定して計算した仮想的な地震動をもとに策定することを求めている。

以 上